

# 「海の京都 旬のグルメキャンペーン」実施要領

## 1 目的

海の京都ならではの豊かな自然で育まれた旬の食材を京阪神エリア等に発信し、観光客を呼び込み地域産業の活性化を図る。

## 2 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 海の京都エリア  
福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
- (2) 飲食店等  
飲食店又は食事のみの利用が可能な宿泊施設。
- (3) 旬の食材  
海の京都エリアで水揚げ、養殖、生産、栽培、収穫等した物の内、別表1に掲げるもの。
- (4) 事務局  
店舗の所在地を所管する京都府の中丹又は丹後広域振興局。

## 3 概要

キャンペーンの概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局は、旬の食材をメインとするメニューを提供する飲食店等を募集し「海の京都 旬のグルメキャンペーン(以下、「キャンペーン」という。)」を実施する。
- (2) キャンペーンに参加する飲食店等は、対象メニューを注文した方へキャンペーン概要を説明し、アンケートフォームのQRコードが記載されたカード(以下、「キャンペーンカード」という。)を配布する。ただし、キャンペーンカードは対象メニュー提供時に配布する。
- (3) 事務局は、アンケート回答者に先着及び抽選で「海の京都コイン(※)」をプレゼントする。ただし、配布者数及び1人当たりの配布額については、別途定める。
- (4) キャンペーンは年2回とし、秋は9月1日から10月31日まで、冬は1月13日から2月28日までとする。

#### 4 飲食店等の参加要件

- (1) 海の京都エリアに所在し、飲食店営業許可等を有する飲食店等であり、飲食スペースがあること。なお、海の京都コイン加盟店でなくとも参加は可能。
- (2) 旬の食材を使用し、料理、菓子または飲料を提供すること。
- (3) 事務局が実施するキャンペーン、聞き取り調査及びアンケート等に参加、協力すること。
- (4) 対象メニューを注文した方へキャンペーン概要を説明し、対象メニュー提供時にキャンペーンカードを配布すること。
- (5) 使用した旬の食材をメニュー等に表示すること。
- (6) 事務局が作成するチラシ及びホームページに掲載可能な店舗外観及び料理等の写真を提供できること。
- (7) 使用する旬の食材について、確実な仕入れルートを有すること。
- (8) 食品衛生法等関係法令を遵守していること。

#### 5 飲食店等の参加申請

- (1) 別紙様式に必要事項を記載し、令和6年7月19日（金）までに事務局宛てに提出すること。ただし、申請できるのは各シーズン1店舗1品のみとする。
- (2) 申請書には、営業許可証の写し、チラシ及びホームページに掲載可能な写真を添付すること。
- (3) 申請した店舗情報に変更が生じた場合は、速やかに届出を行うこと。
- (4) 事務局は、飲食店等が参加要件を満たさなくなったとき、その他法令違反等認定店に相応しくない事由を確認した場合は、当該飲食店等の申請を取り消すことができる。

#### 6 飲食店等の参加特典

- (1) キャンペーン参加店舗一覧をマスコミ等に広く周知。
- (2) キャンペーンチラシを作成及び配布。
- (3) 京都府及び海の京都のホームページに店舗情報を掲載。

#### 7 その他

その他認定の実施に必要な事項は、事務局が別に定める。

別表 1

No.	食材	旬の季節
1	アマダイ（ぐじ）	秋
2	アオリイカ	秋
3	サワラ	秋
4	ぶどう	秋
5	梨	秋
6	丹波くり	秋
7	万願寺甘とう	秋
8	ズワイガニ	冬
9	寒ブリ	冬
10	真がき	冬
11	アカモク	冬
12	アカガレイ	冬
13	いちご	冬

（※）海の京都コインとは

ふるさと納税の返礼品として、寄付額に応じて発行される電子ギフトですが、ふるさと納税以外にキャンペーン等の特典として地元の方や観光客も受け取ることができ、海の京都コイン加盟店で電子マネーと同じように使用できます。

**附則**

この要領は、令和6年6月26日から施行する。